

改訂内容	参考資料第1編第1章第2節2-2(1)の数量の端数処理方法に合わせる		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
4-1-40	2) 橋長補正 補正係数算定表より、300m未満の場合；$0.853 \times L + 36.025$ (%) したがって、橋長280mより、$0.853 \times 280 + 36.025 = 274.865$ $\div 274.9$ (%) (小数2位を四捨五入し、小数1位止とする) 注) 橋長が3000mを越えるものについては別途考慮する。 3) 地震時保有水平耐力法による耐力照査 コントロールポイントとなる橋脚を1基有するため、1基当たりの追加歩掛を橋長補正後の標準歩掛に加算する。 4) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合の補正 杭基礎を必要とする場合は、1橋当たり標準歩掛の10%を加算するが、杭基礎を有する下部工の基数、下部工の区分(橋台・橋脚)に関係なく、一律とする。 ◎ 小 計 (1) (直接人件費) 標準歩掛 $\times (274.9 / 100 + 0.10) +$ 1基$\times$(地震時保有水平耐力法による耐力照査の1基当たりの追加歩掛) ＝標準歩掛$\times (2.75 + 0.10) +$ 1基$\times$(地震時保有水平耐力法による耐力照査の1基当たりの追加歩掛) (小数3位を四捨五入し、小数2位止とする。) (直接経費「電算機使用料」) 標準歩掛 $\times 0.01$ 5) 関係機関との協議資料作成 河川・道路管理者、J R等関係管理者との協議用・説明用資料が別途必要な場合に1業務当たりの追加歩掛を加算する。 6) 現地踏査 現地踏査として1業務当たりの歩掛を計上する。 7) 設計協議 設計協議として1業務当たりの歩掛を計上する。なお、標準回数は4回とする。 (着手時+中間時$\times 2$+成果品納入時) 注) 着手時、成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。 8) その他 景観検討が必要な場合は別途考慮するものとし、追加歩掛として加算する。 ◎ 小 計 (2) (直接人件費) 「関係機関との協議資料作成」追加歩掛 「現地踏査」歩掛 「設計協議」歩掛 ◎ 1業務当たり合 計 小 計 (1) + 小 計 (2)	2) 橋長補正 補正係数算定表より、300m未満の場合；$0.853 \times L + 36.025$ (%) したがって、橋長280mより、$0.853 \times 280 + 36.025 = 274.865$ $\div 274.9$ (%) (小数2位を四捨五入し、小数1位止とする) 注) 橋長が3000mを越えるものについては別途考慮する。 3) 地震時保有水平耐力法による耐力照査 コントロールポイントとなる橋脚を1基有するため、1基当たりの追加歩掛を橋長補正後の標準歩掛に加算する。 4) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合の補正 杭基礎を必要とする場合は、1橋当たり標準歩掛の10%を加算するが、杭基礎を有する下部工の基数、下部工の区分(橋台・橋脚)に関係なく、一律とする。 ◎ 小 計 (1) (直接人件費) 標準歩掛 $\times (274.9 / 100 + 0.10) +$ 1基$\times$(地震時保有水平耐力法による耐力照査の1基当たりの追加歩掛) ＝標準歩掛$\times (2.749 + 0.10) +$ 1基$\times$(地震時保有水平耐力法による耐力照査の1基当たりの追加歩掛) (直接経費「電算機使用料」) 標準歩掛 $\times 0.01$ 5) 関係機関との協議資料作成 河川・道路管理者、J R等関係管理者との協議用・説明用資料が別途必要な場合に1業務当たりの追加歩掛を加算する。 6) 現地踏査 現地踏査として1業務当たりの歩掛を計上する。 7) 設計協議 設計協議として1業務当たりの歩掛を計上する。なお、標準回数は4回とする。 (着手時+中間時$\times 2$+成果品納入時) 注) 着手時、成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。 8) その他 景観検討が必要な場合は別途考慮するものとし、追加歩掛として加算する。 ◎ 小 計 (2) (直接人件費) 「関係機関との協議資料作成」追加歩掛 「現地踏査」歩掛 「設計協議」歩掛 ◎ 1業務当たり合 計 小 計 (1) + 小 計 (2)	修正 削除

改訂内容	疲労設計に関する記述を追加																						
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要																				
4-1-41	5-3 橋梁詳細設計 5-3-1 積算についての注意事項 1. 〈橋梁詳細設計全体〉 (1) 1 橋当たりの歩掛 座標計算、施工計画については、上部工、下部工、基礎工、架設工を全て含んだ 1 橋当たりの歩掛として計上する。 (2) 1 業務当たりの歩掛 1) 現地踏査 現地踏査として 1 業務当たりの歩掛を計上する。 2) 設計協議 設計協議として 1 業務当たりの歩掛を計上する。なお、標準回数は 4 回とする。 (着手時＋中間時× 2＋成果品納入時) 注) 着手時、成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。 ◎ 橋梁詳細設計全体 <table><tr><td colspan="2">(直接人件費)</td></tr><tr><td>[1 橋当たり]</td><td>「座標計算」歩掛</td></tr><tr><td></td><td>「施工計画」歩掛</td></tr><tr><td>[1 業務当たり]</td><td>「現地踏査」歩掛</td></tr><tr><td></td><td>「設計協議」歩掛</td></tr></table> 2. 〈橋梁上部工〉 (1) 類似構造物 1) 類似構造物の範囲は、同一業務内のみ適用する。(連続高架橋を 2 つ以上の業務に分割して発注する場合は、類似構造物として取り扱えないため、設計区間割等について十分検討する。) 2) 同一橋種で橋長の異なる複数の橋梁を設計する場合、一番橋長の長いものを基本構造物とし、その他は類似構造物として取り扱う。 (上下線が分離した橋梁についても同様とする。) 3) 同一橋種の橋梁における類似構造物の取り扱い、基本となる構造物を 1 橋のみ計上する。なお、類似構造物を基本構造物に読み替えた“類似の類似”は行わない。 4) 変更設計で、基本構造物の橋種等を変更する場合、類似構造物は基本構造物を失うため類似構造物の一つを基本構造物とし、残りの類似構造物については元設計の歩掛をそのまま適用する。 元設計 → 基本 → 類似 → 類似 → 類似 (基本 1, 類似 3) 変更設計 → 基本1 → 基本2 → 類似 → 類似 (基本 2, 類似 2)	(直接人件費)		[1 橋当たり]	「座標計算」歩掛		「施工計画」歩掛	[1 業務当たり]	「現地踏査」歩掛		「設計協議」歩掛	5-3 橋梁詳細設計 5-3-1 積算についての注意事項 1. 〈橋梁詳細設計全体〉 (1) 1 橋当たりの歩掛 座標計算、施工計画については、上部工、下部工、基礎工、架設工を全て含んだ 1 橋当たりの歩掛として計上する。 (2) 1 業務当たりの歩掛 1) 現地踏査 現地踏査として 1 業務当たりの歩掛を計上する。 2) 設計協議 設計協議として 1 業務当たりの歩掛を計上する。なお、標準回数は 4 回とする。 (着手時＋中間時× 2＋成果品納入時) 注) 着手時、成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。 ◎ 橋梁詳細設計全体 <table><tr><td colspan="2">(直接人件費)</td></tr><tr><td>[1 橋当たり]</td><td>「座標計算」歩掛</td></tr><tr><td></td><td>「施工計画」歩掛</td></tr><tr><td>[1 業務当たり]</td><td>「現地踏査」歩掛</td></tr><tr><td></td><td>「設計協議」歩掛</td></tr></table> (3) 鋼橋の設計における疲労の検討 鋼橋の設計において、疲労の検討を行う必要がある場合は、別途考慮する。 2. 〈橋梁上部工〉 (1) 類似構造物 1) 類似構造物の範囲は、同一業務内のみ適用する。(連続高架橋を 2 つ以上の業務に分割して発注する場合は、類似構造物として取り扱えないため、設計区間割等について十分検討する。) 2) 同一橋種で橋長の異なる複数の橋梁を設計する場合、一番橋長の長いものを基本構造物とし、その他は類似構造物として取り扱う。 (上下線が分離した橋梁についても同様とする。) 3) 同一橋種の橋梁における類似構造物の取り扱い、基本となる構造物を 1 橋のみ計上する。なお、類似構造物を基本構造物に読み替えた“類似の類似”は行わない。 4) 変更設計で、基本構造物の橋種等を変更する場合、類似構造物は基本構造物を失うため類似構造物の一つを基本構造物とし、残りの類似構造物については元設計の歩掛をそのまま適用する。 元設計 → 基本 → 類似 → 類似 → 類似 (基本 1, 類似 3) 変更設計 → 基本1 → 基本2 → 類似 → 類似 (基本 2, 類似 2)	(直接人件費)		[1 橋当たり]	「座標計算」歩掛		「施工計画」歩掛	[1 業務当たり]	「現地踏査」歩掛		「設計協議」歩掛	追加
(直接人件費)																							
[1 橋当たり]	「座標計算」歩掛																						
	「施工計画」歩掛																						
[1 業務当たり]	「現地踏査」歩掛																						
	「設計協議」歩掛																						
(直接人件費)																							
[1 橋当たり]	「座標計算」歩掛																						
	「施工計画」歩掛																						
[1 業務当たり]	「現地踏査」歩掛																						
	「設計協議」歩掛																						

改訂内容	説明を追加										
現行基準のページ	現行	改訂	摘要								
4-1-42	(2) 同一の上部工の場合 1) 1業務において同一の上部工がある場合は1橋分のみ計上する。同一の上部工とは下記の条件を満足するものをいう。 ① 橋種が同一であること。 ② 橋長及びスパン割りが同一であること。 ③ 幅員が同一であること。 ④ 斜橋、バチ形橋の場合は斜角及びバチ形が同一であること。 ⑤ 曲線橋の場合は曲線要素が同一であること。(上下線が分離している場合、曲線要素が異なる場合は同一と見なさない。) ⑥ 床版で対応できる範囲の曲線橋及びバチ形橋については、同一の橋梁とする。 2) 同一橋梁の考え方は、変更設計に与える影響が大きい(変更で橋長に差ができた場合は、類似構造物として考える。)ため、当初設計から十分な検討のうえ設計橋数を計上すること。 (3) 上部工・下部工一体型橋梁の場合 下記橋種の場合、橋脚工は計上しないものとする。なお、橋台工、基礎工を必要とする場合は別途計上する。 <table><tr><td>橋種</td></tr><tr><td>(RC) 3径間連続ラーメン橋</td></tr><tr><td>(PC) 斜材付きπ型ラーメン橋</td></tr><tr><td>(鋼) π型ラーメン橋</td></tr></table> (4) 上部工詳細設計の積算例 (例) 設計条件; [予備設計なし] ◎ 4径間連続ポストテンションT桁橋 (基本構造物, 橋長168m, R=300m, 斜角65°) 同上 (類似構造物, 橋長160m, R=280m, 斜角65°) ◎ 単純ポストテンションT桁橋 (標準設計利用, 橋長30m) 同上 (標準設計利用, 橋長35m)	橋種	(RC) 3径間連続ラーメン橋	(PC) 斜材付きπ型ラーメン橋	(鋼) π型ラーメン橋	(2) 同一の上部工の場合 1) 1業務において同一の上部工がある場合は1橋分のみ計上する。同一の上部工とは下記の条件を満足するものをいう。 ① 橋種が同一であること。 ② 橋長及びスパン割りが同一であること。 ③ 幅員が同一であること。 ④ 斜橋、バチ形橋の場合は斜角及びバチ形が同一であること。 ⑤ 曲線橋の場合は曲線要素が同一であること。(上下線が分離している場合、曲線要素が異なる場合は同一と見なさない。) ⑥ 床版で対応できる範囲の曲線橋及びバチ形橋については、同一の橋梁とする。 2) 同一橋梁の考え方は、変更設計に与える影響が大きい(変更で橋長に差ができた場合は、類似構造物として考える。)ため、当初設計から十分な検討のうえ設計橋数を計上すること。 (3) 上部工・下部工一体型橋梁の場合 下記橋種の場合、橋脚工(垂直材含む)は計上しないものとする。なお、橋台工、基礎工を必要とする場合は別途計上する。 <table><tr><td>橋種</td></tr><tr><td>(RC) 3径間連続ラーメン橋</td></tr><tr><td>(PC) 斜材付きπ型ラーメン橋</td></tr><tr><td>(鋼) π型ラーメン橋</td></tr></table> (4) 上部工詳細設計の積算例 (例) 設計条件; [予備設計なし] ◎ 4径間連続ポストテンションT桁橋 (基本構造物, 橋長168m, R=300m, 斜角65°) 同上 (類似構造物, 橋長160m, R=280m, 斜角65°) ◎ 単純ポストテンションT桁橋 (標準設計利用, 橋長30m) 同上 (標準設計利用, 橋長35m)	橋種	(RC) 3径間連続ラーメン橋	(PC) 斜材付きπ型ラーメン橋	(鋼) π型ラーメン橋	追加
橋種											
(RC) 3径間連続ラーメン橋											
(PC) 斜材付きπ型ラーメン橋											
(鋼) π型ラーメン橋											
橋種											
(RC) 3径間連続ラーメン橋											
(PC) 斜材付きπ型ラーメン橋											
(鋼) π型ラーメン橋											

改訂内容	参考資料第1編第1章第2節2-2(1)の数量の端数処理方法に合わせる		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
4-1-43	1) 電算機使用料 電算機使用料は、上部工橋種毎にそれぞれ標準歩掛の1%を直接経費として計上する。 2) 橋長補正 3径間連続ポストテンションT桁橋の橋長補正式より、$y = 0.366 \times L + 53.34$ (%) したがって、橋長168mの場合；$0.366 \times 168 + 53.34 = 114.828$ ≈ 114.8 (%) (小数2位を四捨五入し、小数1位止とする) 橋長160mの場合；$0.366 \times 160 + 53.34 = 111.900$ ≈ 111.9 (%) (小数2位を四捨五入し、小数1位止とする) 注) 歩掛適用範囲については、「径間毎の標準橋長」で決定し、適用橋長(4径間の場合は、3径間適用橋長$\times 130\%$)を越えるものについては別途考慮するものとし、橋長補正式による歩掛の補正はしないものとする。 3) 予備設計の有無による補正 予備設計を実施していない場合は、標準歩掛(予備設計あり)の5%を加算する。 4) 径間が変化する場合の補正 連続桁の場合、標準歩掛(3径間)に対して各補正率を乗じたものを加算する。したがって、4径間の場合は、標準歩掛の5%を加算する。 注) 径間数が7径間以上のものについては、別途考慮するものとする。 5) 形状の変化する場合の補正 斜橋、バチ形橋、曲線橋の場合、標準歩掛に対して各補正率を乗じたものを加算する。なお、床版で対応できる範囲の曲線橋及びバチ形橋については補正の対象としない。また、形状補正項目が重複する場合は、該当補正率のうち上位の補正率を単独使用する。 したがって、曲線橋(補正率80%)で斜橋(補正率10%)の場合は、上位補正率である80%のみを標準歩掛に乗じたものを加算する。 6) 標準設計を利用する場合の補正 単純ポストテンションT桁橋の標準設計利用が2橋のため、標準歩掛(単純ポストテンションT桁橋[予備設計あり])$\times 60\% \times 2$橋を計上する。 7) その他 景観検討が必要な場合は別途考慮するものとし、追加歩掛として加算する。 ◎ 上部工合計 (直接人件費) *4径間連続ポストテンションT桁橋 [基本構造物] 標準歩掛(3径間)$\times (114.8 / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 1$ = 標準歩掛(3径間)$\times (1.15 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 1$ [類似構造物] 標準歩掛(3径間)$\times (111.9 / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 0.65$ = 標準歩掛(3径間)$\times (1.12 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 0.65$ (小数3位を四捨五入し、小数2位止とする。) *単純ポストテンションT桁橋 標準歩掛(単純ポストテンションT桁橋[予備設計あり])$\times 0.60 \times 2$橋 (直接経費「電算機使用料」) 標準歩掛(3径間連続ポストテンションT桁橋)$\times 0.01$ (単純ポストテンションT桁橋は標準設計を利用するので対象としない)	1) 電算機使用料 電算機使用料は、上部工橋種毎にそれぞれ標準歩掛の1%を直接経費として計上する。 2) 橋長補正 3径間連続ポストテンションT桁橋の橋長補正式より、$y = 0.366 \times L + 53.34$ (%) したがって、橋長168mの場合；$0.366 \times 168 + 53.34 = 114.828$ ≈ 114.8 (%) (小数2位を四捨五入し、小数1位止とする) 橋長160mの場合；$0.366 \times 160 + 53.34 = 111.900$ ≈ 111.9 (%) (小数2位を四捨五入し、小数1位止とする) 注) 歩掛適用範囲については、「径間毎の標準橋長」で決定し、適用橋長(4径間の場合は、3径間適用橋長$\times 130\%$)を越えるものについては別途考慮するものとし、橋長補正式による歩掛の補正はしないものとする。 3) 予備設計の有無による補正 予備設計を実施していない場合は、標準歩掛(予備設計あり)の5%を加算する。 4) 径間が変化する場合の補正 連続桁の場合、標準歩掛(3径間)に対して各補正率を乗じたものを加算する。したがって、4径間の場合は、標準歩掛の5%を加算する。 注) 径間数が7径間以上のものについては、別途考慮するものとする。 5) 形状の変化する場合の補正 斜橋、バチ形橋、曲線橋の場合、標準歩掛に対して各補正率を乗じたものを加算する。なお、床版で対応できる範囲の曲線橋及びバチ形橋については補正の対象としない。また、形状補正項目が重複する場合は、該当補正率のうち上位の補正率を単独使用する。 したがって、曲線橋(補正率80%)で斜橋(補正率10%)の場合は、上位補正率である80%のみを標準歩掛に乗じたものを加算する。 6) 標準設計を利用する場合の補正 単純ポストテンションT桁橋の標準設計利用が2橋のため、標準歩掛(単純ポストテンションT桁橋[予備設計あり])$\times 60\% \times 2$橋を計上する。 7) その他 景観検討が必要な場合は別途考慮するものとし、追加歩掛として加算する。 ◎ 上部工合計 (直接人件費) *4径間連続ポストテンションT桁橋 [基本構造物] 標準歩掛(3径間)$\times (114.8 / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 1$ = 標準歩掛(3径間)$\times (1.148 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 1$ [類似構造物] 標準歩掛(3径間)$\times (111.9 / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 0.65$ = 標準歩掛(3径間)$\times (1.119 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 0.65$ *単純ポストテンションT桁橋 標準歩掛(単純ポストテンションT桁橋[予備設計あり])$\times 0.60 \times 2$橋 (直接経費「電算機使用料」) 標準歩掛(3径間連続ポストテンションT桁橋)$\times 0.01$ (単純ポストテンションT桁橋は標準設計を利用するので対象としない)	修正 修正 削除

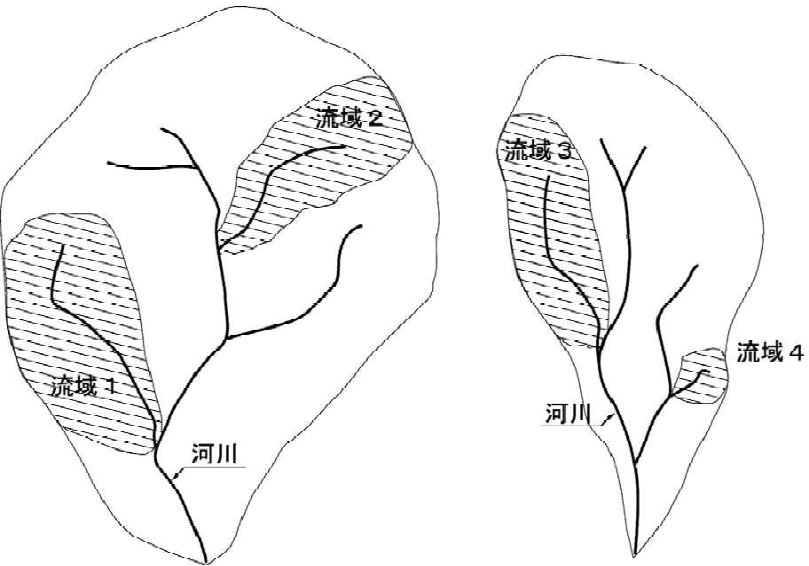
改訂内容	説明を追加		
現行基準 のページ	現 行	改 訂 摘要	
4-1-44	3. 〈橋梁下部工・橋梁基礎工〉 (1) 橋梁下部工（標準歩掛） 1) B O Xアバットの歩掛は、ラーメン橋台の歩掛を使用すること。 2) 橋脚の逆T式と張出式の考え方は、次のとおりとする。 逆T式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかからない場合 張出式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかかる場合 (2) 類似構造物 1) 類似構造物の範囲は、同一業務内のみ適用する。（連続高架橋を2つ以上の業務に分割して発注する場合は、類似構造物として取り扱えないため、設計区間割等について十分検討する。） 2) 同一型式の橋梁における類似構造物の取り扱い、基本となる構造物を1基のみ計上する。なお、類似構造物を基本構造物に読み替えた“類似の類似”は行わない。 3) 変更設計で、基本構造物の型式等を変更する場合、類似構造物は基本構造物を失うため類似構造物の一つを基本構造物とし、残りの類似構造物については元設計の歩掛をそのまま適用する。 元設計 変更設計 基本 基本1 類似 基本2 類似 類似 類似 類似 (基本1, 類似3) (基本2, 類似2) (3) 同一の下部工・基礎工の場合 1) 1業務において同一の下部工・基礎工がある場合は1基分のみ計上する。同一の下部工・基礎工とは下記の条件を満足するものをいう。 (下部工) ① 上部反力（支承条件）が同一であること。 ② 躯体幅、高さが同一であること。 ③ 構造型式（重力式、逆T式、柱式等）が同一であること。 (基礎工) ① 上記下部工の同一条件を満足するもの。 ② 杭種、杭径が同一であるもの。（杭長、杭本数も同一） (4) 下部工・基礎工詳細設計の積算例 (例) 設計条件 橋台；A 1，A 2共に逆T式でA 1には基礎工（深礎杭）あり，A 2は直接基礎とする。なお，A 1，A 2共に標準設計を利用する。 橋脚；P 1～P 2は壁式で基礎工（深礎杭で杭径はP 1，P 2とも同一）あり，P 3～P 4は張出式で直接基礎とする。 橋台；標準設計利用 逆T式 深礎杭 壁式 深礎杭 壁式 深礎杭 張出式 張出式 橋台；標準設計利用 逆T式 <td> 3. 〈橋梁下部工・橋梁基礎工〉 (1) 橋梁下部工（標準歩掛） 1) B O Xアバットの歩掛は、ラーメン橋台の歩掛を使用すること。 2) 橋脚の逆T式と張出式の考え方は、次のとおりとする。 逆T式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかからない場合 張出式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかかる場合 3) 液状化が生じる地盤にある橋台基礎の検討については、現行歩掛に含まれる。 4) 橋梁下部工の設計において、鋼製橋脚は、別途考慮する。 (2) 類似構造物 1) 類似構造物の範囲は、同一業務内のみ適用する。（連続高架橋を2つ以上の業務に分割して発注する場合は、類似構造物として取り扱えないため、設計区間割等について十分検討する。） 2) 同一型式の橋梁における類似構造物の取り扱い、基本となる構造物を1基のみ計上する。なお、類似構造物を基本構造物に読み替えた“類似の類似”は行わない。 3) 変更設計で、基本構造物の型式等を変更する場合、類似構造物は基本構造物を失うため類似構造物の一つを基本構造物とし、残りの類似構造物については元設計の歩掛をそのまま適用する。 元設計 変更設計 基本 基本1 類似 基本2 類似 類似 類似 類似 (基本1, 類似3) (基本2, 類似2) (3) 同一の下部工・基礎工の場合 1) 1業務において同一の下部工・基礎工がある場合は1基分のみ計上する。同一の下部工・基礎工とは下記の条件を満足するものをいう。 (下部工) ① 上部反力（支承条件）が同一であること。 ② 躯体幅、高さが同一であること。 ③ 構造型式（重力式、逆T式、柱式等）が同一であること。 (基礎工) ① 上記下部工の同一条件を満足するもの。 ② 杭種、杭径が同一であるもの。（杭長、杭本数も同一） (4) 下部工・基礎工詳細設計の積算例 (例) 設計条件 橋台；A 1，A 2共に逆T式でA 1には基礎工（深礎杭）あり，A 2は直接基礎とする。なお，A 1，A 2共に標準設計を利用する。 橋脚；P 1～P 2は壁式で基礎工（深礎杭で杭径はP 1，P 2とも同一）あり，P 3～P 4は張出式で直接基礎とする。 橋台；標準設計利用 逆T式 深礎杭 壁式 深礎杭 壁式 深礎杭 張出式 張出式 橋台；標準設計利用 逆T式 </td> <td>追加</td>	3. 〈橋梁下部工・橋梁基礎工〉 (1) 橋梁下部工（標準歩掛） 1) B O Xアバットの歩掛は、ラーメン橋台の歩掛を使用すること。 2) 橋脚の逆T式と張出式の考え方は、次のとおりとする。 逆T式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかからない場合 張出式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかかる場合 3) 液状化が生じる地盤にある橋台基礎の検討については、現行歩掛に含まれる。 4) 橋梁下部工の設計において、鋼製橋脚は、別途考慮する。 (2) 類似構造物 1) 類似構造物の範囲は、同一業務内のみ適用する。（連続高架橋を2つ以上の業務に分割して発注する場合は、類似構造物として取り扱えないため、設計区間割等について十分検討する。） 2) 同一型式の橋梁における類似構造物の取り扱い、基本となる構造物を1基のみ計上する。なお、類似構造物を基本構造物に読み替えた“類似の類似”は行わない。 3) 変更設計で、基本構造物の型式等を変更する場合、類似構造物は基本構造物を失うため類似構造物の一つを基本構造物とし、残りの類似構造物については元設計の歩掛をそのまま適用する。 元設計 変更設計 基本 基本1 類似 基本2 類似 類似 類似 類似 (基本1, 類似3) (基本2, 類似2) (3) 同一の下部工・基礎工の場合 1) 1業務において同一の下部工・基礎工がある場合は1基分のみ計上する。同一の下部工・基礎工とは下記の条件を満足するものをいう。 (下部工) ① 上部反力（支承条件）が同一であること。 ② 躯体幅、高さが同一であること。 ③ 構造型式（重力式、逆T式、柱式等）が同一であること。 (基礎工) ① 上記下部工の同一条件を満足するもの。 ② 杭種、杭径が同一であるもの。（杭長、杭本数も同一） (4) 下部工・基礎工詳細設計の積算例 (例) 設計条件 橋台；A 1，A 2共に逆T式でA 1には基礎工（深礎杭）あり，A 2は直接基礎とする。なお，A 1，A 2共に標準設計を利用する。 橋脚；P 1～P 2は壁式で基礎工（深礎杭で杭径はP 1，P 2とも同一）あり，P 3～P 4は張出式で直接基礎とする。 橋台；標準設計利用 逆T式 深礎杭 壁式 深礎杭 壁式 深礎杭 張出式 張出式 橋台；標準設計利用 逆T式	追加

改訂内容	説明を追加				
現行基準 のページ	現	行	改訂		
4-1-45	1) 電算機使用料 電算機使用料は、下部工では下部工構造型式毎にそれぞれ標準歩掛の1%を直接経費として計上するものとし、基礎工がある場合は基礎工構造型式毎にそれぞれ標準歩掛の2%を直接経費として計上する。 2) 標準設計を利用する場合の補正 A1・A2橋台（逆T式）共に標準設計が利用できるため、標準歩掛（逆T式橋台）×60%×2基（A1・A2橋台）を計上する。 3) 類似構造物の補正 下部工躯体の構造型式が同一であるP1とP2（壁式橋脚）及びP3とP4（張出式橋脚）はそれぞれに類似構造物として補正する。 基礎工については、下部工型式が異なるA1橋台は単独とし、P1とP2橋脚基礎工（深礎杭）は下部工が同型式（壁式）であるので類似構造物として補正する。 ◎ 下部工、基礎工合計 (直接人件費) *下部工 橋台；標準歩掛（逆T式橋台）×0.60×2（A1・A2橋台の2基） 橋脚（壁式橋脚；基本構造物1基・類似構造物1基） 標準歩掛（壁式橋脚）×（0.30+0.70×2） 橋脚（張出式橋脚；基本構造物1基・類似構造物1基） 標準歩掛（張出式橋脚）×（0.30+0.70×2） *基礎工 橋台部；標準歩掛（深礎杭）×1（A1橋台1基のみ類似構造物なし） 橋脚部（深礎杭；基本構造物1基・類似構造物1基） 標準歩掛（深礎杭）×（0.30+0.70×2） (直接経費「電算機使用料」) *下部工 標準歩掛（壁式橋脚）×0.01+標準歩掛（張出式橋脚）×0.01 （橋台は標準設計を利用するので対象とせず、壁式橋脚、張出式橋脚の2型式を対象とする） *基礎工 標準歩掛（深礎杭）×0.02 （基礎工は深礎杭の1型式のみであることから1型式を対象とする） 4. 〈橋梁架設工〉 (1) 橋梁詳細設計における架設計画 上部工の架設計画を検討する場合は、別紙「鋼橋の架設工法選定の参考フローチャート」〔コンクリート橋の架設工法の適用に関する一般的な目安（参考）〕を参考に現地に適した架設工法の選定を行うものとする。 (2) 設計歩掛を計上できる架設工法 架設工法選定において別紙工法のうち、自走クレーン車の直接架設でかつ支保工の必要のない簡易な架設を除いた架設工法の場合にのみ設計歩掛を計上することを原則とする。 （なお、簡易な架設とは支間が短く、自走式クレーンによって直接、桁を橋台・橋脚上に架設することが可能な工法をいう。）		1) 電算機使用料 電算機使用料は、下部工では下部工構造型式毎にそれぞれ標準歩掛の1%を直接経費として計上するものとし、基礎工がある場合は基礎工構造型式毎にそれぞれ標準歩掛の2%を直接経費として計上する。 2) 標準設計を利用する場合の補正 A1・A2橋台（逆T式）共に標準設計が利用できるため、標準歩掛（逆T式橋台）×60%×2基（A1・A2橋台）を計上する。 3) 類似構造物の補正 下部工躯体の構造型式が同一であるP1とP2（壁式橋脚）及びP3とP4（張出式橋脚）はそれぞれに類似構造物として補正する。 基礎工については、下部工型式が異なるA1橋台は単独とし、P1とP2橋脚基礎工（深礎杭）は下部工が同型式（壁式）であるので類似構造物として補正する。 ◎ 下部工、基礎工合計 (直接人件費) *下部工 橋台；標準歩掛（逆T式橋台）×0.60×2（A1・A2橋台の2基） 橋脚（壁式橋脚；基本構造物1基・類似構造物1基） 標準歩掛（壁式橋脚）×（0.30+0.70×2） 橋脚（張出式橋脚；基本構造物1基・類似構造物1基） 標準歩掛（張出式橋脚）×（0.30+0.70×2） *基礎工 橋台部；標準歩掛（深礎杭）×1（A1橋台1基のみ類似構造物なし） 橋脚部（深礎杭；基本構造物1基・類似構造物1基） 標準歩掛（深礎杭）×（0.30+0.70×2） (直接経費「電算機使用料」) *下部工 標準歩掛（壁式橋脚）×0.01+標準歩掛（張出式橋脚）×0.01 （橋台は標準設計を利用するので対象とせず、壁式橋脚、張出式橋脚の2型式を対象とする） *基礎工 標準歩掛（深礎杭）×0.02 （基礎工は深礎杭の1型式のみであることから1型式を対象とする） 4. 〈橋梁架設工〉 (1) 橋梁詳細設計における架設計画 上部工の架設計画を検討する場合は、別紙「鋼橋の架設工法選定の参考フローチャート」〔コンクリート橋の架設工法の適用に関する一般的な目安（参考）〕を参考に現地に適した架設工法の選定を行うものとする。 (2) 設計歩掛を計上できる架設工法 架設工法選定において別紙工法のうち、自走クレーン車の直接架設でかつ支保工の必要のない簡易な架設を除いた架設工法の場合にのみ設計歩掛を計上することを原則とする。 （なお、簡易な架設とは支間が短く、自走式クレーンによって直接、桁を橋台・橋脚上に架設することが可能な工法をいう。） なお、<u>1つの橋梁において同種工法を2箇所使用する場合の架設工法数は1工法とし、2つの橋梁において同種工法をそれぞれ使用する場合の架設工法数は2工法とする。</u>		追加

改訂内容	通達に伴い記載を変更		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
4-1-48	5－4 土木構造物標準設計 (1) 土木構造物標準設計第18巻、第19巻（平成8年3月）の運用 土木構造物標準設計第18巻、第19巻（プレテンション方式PC単純床版橋）を利用する場合は、 当面標準歩掛の（PC）プレテンションホロー桁を使用し、標準設計の補正を行うものとする。なお、 標準歩掛の（PC）単純中空床版橋は適用しない。 (2) 標準設計の利用 平成8年11月1日付け通達「橋、高架の道路等の技術基準について」において道路橋示方書が改定 されており、使用にあたっては十分注意する。	5－4 土木構造物標準設計 (1) 土木構造物標準設計第18巻、第19巻（平成8年3月）の運用 土木構造物標準設計第18巻、第19巻（プレテンション方式PC単純床版橋）を利用する場合は、 当面標準歩掛の（PC）プレテンションホロー桁を使用し、標準設計の補正を行うものとする。なお、 標準歩掛の（PC）単純中空床版橋は適用しない。 (2) 標準設計の利用 平成13年12月27日付け通達「橋、高架の道路等の技術基準について」において道路橋示方書が 改定されており、使用にあたっては十分注意する。	訂正

改訂内容	基準書へ移行するため削除																														
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要																												
4-1-49	第6節 トンネル設計 6-1 山岳トンネル詳細設計作業区分 山岳トンネル詳細設計歩掛における作業区分は以下のとおりとする。 <table><tr><td>作 業 区 分</td><td>作 業 の 範 囲</td></tr><tr><td>設 計 計 画</td><td>業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。</td></tr><tr><td>現 地 踏 査</td><td>設計範囲及び貸与資料と現地の整合性、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺状況等の把握。工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握する。</td></tr><tr><td>設計条件の確認</td><td>道路の幾何構造、建築限界、交通量等の検討・設計上の基本的条件について確認を行う。</td></tr><tr><td>本 体 工 設 計</td><td>地質調査資料、現地踏査結果及び関連資料等に基づき、技術基準に示される地山分類を行い、地質平面縦断面図を作成する。技術基準及び道路の幅員構成、建築限界、内装版、換気等諸設備の条件及び地山分類等を基に、内空断面、断面構造を検討・整理し適用断面の選定及び平面縦断面図を作成する。 また、選定された適用断面について、支保工の構造及び規模を算定する。必要に応じて、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行う。 トンネルの延長、地形、地質、地物、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、技術的検討、経済的な評価を行い、合理的な掘削方式及び掘削工法を選定する。</td></tr><tr><td>坑 門 工 設 計</td><td>坑門躯体の構造計算を行うとともに坑門工により必要となる坑門工背部、前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行う。</td></tr><tr><td>坑門工比較設計</td><td>実測平面図を用い1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定する。</td></tr><tr><td>防 水 工 設 計</td><td>トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行う。</td></tr><tr><td>排 水 工 設 計</td><td>トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。</td></tr><tr><td>舗 装 工 設 計</td><td>交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を設計する。</td></tr><tr><td>非常用施設設計</td><td>トンネル延長及び交通量を基に、トンネル等級を決定し、非常用施設を選定、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜き設計を行う。</td></tr><tr><td>施 工 計 画 ・ 仮 設 備 計 画</td><td>施工方法、工程、施工ヤード計画等各事項に関する検討を、取りまとめた施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成する。 トンネル施工に伴う仮設備（換気、仮排水、電力、ストックヤード、工事用道路検討等）について、各必要項目の検討を行うとともに、参考図を作成する。 指定された位置を対象に、すり捨場の概略検討を行う。</td></tr><tr><td>換 気 検 討</td><td>トンネルの延長、縦断勾配、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、既存資料を基に所要換気量を算定し計画可能な3案程度の換気方法を対象に比較検討を行い、経済的かつ合理的な換気方法を選定する。</td></tr><tr><td>照 査</td><td>現地状況、基礎情報の収集、把握の適切性、各種施工条件が設計計画に反映されているか、設計方針及び設計手法の照査。設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性等の照査を行う。</td></tr></table>	作 業 区 分	作 業 の 範 囲	設 計 計 画	業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。	現 地 踏 査	設計範囲及び貸与資料と現地の整合性、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺状況等の把握。工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握する。	設計条件の確認	道路の幾何構造、建築限界、交通量等の検討・設計上の基本的条件について確認を行う。	本 体 工 設 計	地質調査資料、現地踏査結果及び関連資料等に基づき、技術基準に示される地山分類を行い、地質平面縦断面図を作成する。技術基準及び道路の幅員構成、建築限界、内装版、換気等諸設備の条件及び地山分類等を基に、内空断面、断面構造を検討・整理し適用断面の選定及び平面縦断面図を作成する。 また、選定された適用断面について、支保工の構造及び規模を算定する。必要に応じて、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行う。 トンネルの延長、地形、地質、地物、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、技術的検討、経済的な評価を行い、合理的な掘削方式及び掘削工法を選定する。	坑 門 工 設 計	坑門躯体の構造計算を行うとともに坑門工により必要となる坑門工背部、前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行う。	坑門工比較設計	実測平面図を用い1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定する。	防 水 工 設 計	トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行う。	排 水 工 設 計	トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。	舗 装 工 設 計	交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を設計する。	非常用施設設計	トンネル延長及び交通量を基に、トンネル等級を決定し、非常用施設を選定、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜き設計を行う。	施 工 計 画 ・ 仮 設 備 計 画	施工方法、工程、施工ヤード計画等各事項に関する検討を、取りまとめた施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成する。 トンネル施工に伴う仮設備（換気、仮排水、電力、ストックヤード、工事用道路検討等）について、各必要項目の検討を行うとともに、参考図を作成する。 指定された位置を対象に、すり捨場の概略検討を行う。	換 気 検 討	トンネルの延長、縦断勾配、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、既存資料を基に所要換気量を算定し計画可能な3案程度の換気方法を対象に比較検討を行い、経済的かつ合理的な換気方法を選定する。	照 査	現地状況、基礎情報の収集、把握の適切性、各種施工条件が設計計画に反映されているか、設計方針及び設計手法の照査。設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性等の照査を行う。	削 除	
作 業 区 分	作 業 の 範 囲																														
設 計 計 画	業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。																														
現 地 踏 査	設計範囲及び貸与資料と現地の整合性、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺状況等の把握。工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握する。																														
設計条件の確認	道路の幾何構造、建築限界、交通量等の検討・設計上の基本的条件について確認を行う。																														
本 体 工 設 計	地質調査資料、現地踏査結果及び関連資料等に基づき、技術基準に示される地山分類を行い、地質平面縦断面図を作成する。技術基準及び道路の幅員構成、建築限界、内装版、換気等諸設備の条件及び地山分類等を基に、内空断面、断面構造を検討・整理し適用断面の選定及び平面縦断面図を作成する。 また、選定された適用断面について、支保工の構造及び規模を算定する。必要に応じて、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行う。 トンネルの延長、地形、地質、地物、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、技術的検討、経済的な評価を行い、合理的な掘削方式及び掘削工法を選定する。																														
坑 門 工 設 計	坑門躯体の構造計算を行うとともに坑門工により必要となる坑門工背部、前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行う。																														
坑門工比較設計	実測平面図を用い1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定する。																														
防 水 工 設 計	トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行う。																														
排 水 工 設 計	トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。																														
舗 装 工 設 計	交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を設計する。																														
非常用施設設計	トンネル延長及び交通量を基に、トンネル等級を決定し、非常用施設を選定、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜き設計を行う。																														
施 工 計 画 ・ 仮 設 備 計 画	施工方法、工程、施工ヤード計画等各事項に関する検討を、取りまとめた施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成する。 トンネル施工に伴う仮設備（換気、仮排水、電力、ストックヤード、工事用道路検討等）について、各必要項目の検討を行うとともに、参考図を作成する。 指定された位置を対象に、すり捨場の概略検討を行う。																														
換 気 検 討	トンネルの延長、縦断勾配、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、既存資料を基に所要換気量を算定し計画可能な3案程度の換気方法を対象に比較検討を行い、経済的かつ合理的な換気方法を選定する。																														
照 査	現地状況、基礎情報の収集、把握の適切性、各種施工条件が設計計画に反映されているか、設計方針及び設計手法の照査。設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性等の照査を行う。																														

改訂内容	砂防えん堤詳細設計で、えん堤基数が複数の場合に行う補正について、注意書きを追加した。		
現行基準 のページ	現行	改訂	摘要
4-1-69	1.1-1-3 重力式（透過型）砂防えん堤詳細設計 (1) 積算条件 - えん堤型式：重力式透過型砂防えん堤（スリット部：鋼製） - えん堤基数：2基 - えん堤高：10.0m（2基共通） - 基礎工設計を行う。 - 前庭工：副えん堤工、水叩き工 - 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間3回＋成果品納入時＝5回） (2) 計算例 - 重力式透過型砂防えん堤詳細設計 15m以下の重力式砂防えん堤1基当りの標準歩掛を用いる、標準歩掛から工種に該当しない側壁護岸工及び景観設計の人員を控除する。 標準歩掛 － 側壁護岸工人員＋景観検討人員 ＝ 1基当り歩掛 …………① 2) 2基設計の割増し 表1.4. 2から複数えん堤の割増しを行う。 1基当り歩掛 ×1.80＝ 2基当り歩掛 …………② 3) 現地踏査 （注）により（技師A1.0人、技師B1.0人）を計上する。…………③ 4) 打合せ協議 表1.4. 1打合せ協議標準歩掛を用いる。 標準歩掛 ＝ 打合せ協議歩掛 …………④ 5) 設計歩掛 設計歩掛 ＝②＋③＋④	1.0-1-3 重力式（透過型）砂防えん堤詳細設計 (1) 積算条件 - えん堤型式：重力式透過型砂防えん堤（スリット部：鋼製） - えん堤基数：2基 - えん堤高：10.0m（2基共通） - 基礎工設計を行う。 - 前庭工：副えん堤工、水叩き工 - 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間3回＋成果品納入時＝5回） (2) 計算例 - 重力式透過型砂防えん堤詳細設計 15m以下の重力式砂防えん堤1基当りの標準歩掛を用いる、標準歩掛から工種に該当しない側壁護岸工及び景観設計の人員を控除する。 標準歩掛 － 側壁護岸工人員＋景観検討人員 ＝ 1基当り歩掛 …………① 2) 2基設計の割増し 表1.4. 2から複数えん堤の割増しを行う。※ 1基当り歩掛 ×1.80＝ 2基当り歩掛 …………② ※ 一つの流域等に複数のえん堤を配置する場合で、現場条件が同等と考えられる場合には、2基目以降を類似構造物とし「表1.4. 2 歩掛の補正」を適用する。 3) 現地踏査 （注）により（技師A1.0人、技師B1.0人）を計上する。…………③ 4) 打合せ協議 表1.4. 1打合せ協議標準歩掛を用いる。 標準歩掛 ＝ 打合せ協議歩掛 …………④ 5) 設計歩掛 設計歩掛 ＝②＋③＋④	訂正
			追加

改訂内容	〔砂防施設設計〕 流木対策工において、「1 流域」の説明が不足しているため、新規に追加する。		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
(新規) (4-1-71)		<u>1 0 - 1 - 5 流木対策工</u> (1) <u>用語の定義</u> <u>流木対策調査における「流域」の範囲は、流木計画基準点より上流域とする。</u> 	追加

改訂内容	・発注実績が少なく、各種条件との相関が見られないことから、標準歩掛の制定は困難である。 ・高度な技術力・知識が要求され、かつ非定型的な要素を含む業務であるため、プロポーザルで対応する。	
現行基準 のページ	現 行	改 訂
5-1-1	第5編 その他調査、設計業務 第1章 その他調査設計業務 第1節 交通量推計業務 1-1 交通量推計業務作業の流れ図 <pre>graph TD subgraph (1) 1[① 計画準備] end subgraph (2) 2[② 配分対象路線 の設定] 3[③ ゾーニング] 4[④ 現況配分対象道路 網データの作成] 5[⑤ 現況配分 対象OD表の作成] 6[⑥ 配分条件の設定] 7[⑦ 現況交通量の配分] 8[⑧ 検 証] 9[⑨ 現況の交通解析] end subgraph (3) 10[⑩ 将来配分対象道路 網データの作成] 11[⑪ 将来配分を行う 対象OD表の作成] end subgraph (5) 12[⑫ 将来交通量の配分] 13[⑬ 将来の交通解析] end subgraph (6) 14[⑭ 報 告 書 作 成] end 1 -.-> 2 2 -.-> 3 3 -.-> 4 3 -.-> 5 4 -.-> 6 5 -.-> 6 6 -.-> 7 7 -.-> 8 8 -.-> 9 9 -.-> 10 9 -.-> 11 10 -.-> 12 11 -.-> 12 12 -.-> 13 13 -.-> 14</pre> ① 計画準備 ② 配分対象路線 の設定 ③ ゾーニング ④ 現況配分対象道路 網データの作成 ⑤ 現況配分 対象OD表の作成 ⑥ 配分条件の設定 ⑦ 現況交通量の配分 ⑧ 検 証 ⑨ 現況の交通解析 ⑩ 将来配分対象道路 網データの作成 ⑪ 将来配分を行う 対象OD表の作成 ⑫ 将来交通量の配分 ⑬ 将来の交通解析 ⑭ 報 告 書 作 成 調査対象地域 対象道路種別 ※発注者からの与条件 基礎OD・ゾーン ※発注者からの与条件 予測ケース及び 予測年次の設定 ※発注者からの与条件	

削 除

参考資料新旧対照表

東北地方整備局

改訂内容	・発注実績が少なく、各種条件との相関が見られないことから、標準歩掛の制定は困難である。 ・高度な技術力・知識が要求され、かつ非定型的な要素を含む業務であるため、プロポーザルで対応する。		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
5-1-2	1－2 交通量推計業務の作業内容 (1) 計画準備 ① 計画準備 … 業務目的・主旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画を立てる作業。 (2) 交通量配分用データの作成（現況データ作成） ② 配分対象路線の設定 … 交通量推計業務の対象地域及び推計する道路種別（ここでは、高速道路、一般国道、主要地方道、県道といった種別を示す。）（以上は委託者から与えられる条件）をもとに、配分対象路線を設定する作業。 ③ ゾ ー ニ ン グ … 配分対象の道路網に即した地域の大きさにゾーンを新規分割、修正分割等を行う作業。 ④ 現況配分対象 道路網データの作成 … 今回の交通量配分を行う為の基本となる現況の対象道路網と交通量発集点を設定する作業。（基本ネットワークデータの作成） ⑤ 現況配分 対象ＯＤ表の作成 … ③の結果をもとに与えられた現況のＯＤ表について新規分割、修正分割等を行う作業。 ⑥ 配 分 条 件 の 設 定 … 配分条件（高速道路－一般道の転換式）、ＱＶモデル、配分時のＯＤの時間分割数を検討、設定する作業。 (3) 交通量配分（現況交通量配分） ⑦ 現 況 交 通 量 の 配 分 … ④⑤⑥をもとに現況の交通量の配分計算を行う作業。 ⑧ 検 証 … ②～⑦の設定の適否について現況交通量と照合する作業。 ⑨ 現況交通解析 … 設計図書等に基づき、現況交通の特性について解析する作業。 (4) 交通量配分データの作成（将来データ作成） ⑩ 将来配分対象 道路網データの作成 … ④をもとに将来配分を行う為に対象道路網と交通量発集点を修正設定する作業。（将来の基本ネットワークデータ作成と配分ケース別のデータ修正を行う。） ⑪ 将来配分 対象ＯＤ表の作成 … ③⑤の結果をもとに、与えられた将来ＯＤ表について新規分割、修正分割等を行う作業。 (5) 交通量配分（将来交通量配分） ⑫ 将来交通量の配分 … ⑥⑩⑪をもとに将来の交通量の配分計算を行う作業。 ⑬ 将 来 交 通 解 析 … 設計図書等に基づき、将来交通の特性について解析する作業。 (6) 報告書作成 ⑭ 報 告 書 作 成 … 業務全体の成果をとりまとめ、報告書を執筆する作業。	削 除	

改訂内容	道路環境調査の流れ及び積算基準適用範囲を追加。		
現行基準のページ	現 行	改 訂	摘要
5-1-1	新規	第5編 その他調査，設計業務 第1章 その他調査，設計業務 第1節 道路環境調査 1-1 道路環境調査の流れ及び積算基準適用範囲	追加

改訂内容	道路環境調査の流れ及び積算基準適用範囲を追加。		
現行基準 のページ	現 行	改 訂	摘要
5-1-2	新規	(準備書の作成より) ↓ 公告・縦覧，説明会の開催等 ↓ ← 意見を有する者，知事からの意見 評価書の作成等 ↓ ← 免許等大臣の意見 ↑ 環境庁長官意見 評価書の補正 ↓ 公告・縦覧 ↓ 免 許 等 ↓ 事業の実施 ← 事後調査の実施等 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに，当該項目に係る調査，予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針，環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成１０年６月１２日建設省令第１０号）第６条に基づく環境要素。 ①大気質 ②騒音振動 ※ ③強風による風害 ④低周波 ⑤水質 ⑥底質 ⑦地形及び地質 ⑧地盤 ⑨土壌 ⑩日照阻害 ⑪動物 ⑫植物 ⑬生態系 ⑭景観 ⑮触れ合い活動 ⑯廃棄物 ※ 積算基準の適用範囲は，①大気質，②騒音振動の「既存資料調査」，「現地調査」である。	追加